

C2-2025-

法 律

専門（記述式）試験問題

注 意 事 項

1. 問題は憲法、行政法、民法、国際法、公共政策の**5科目（19ページ）**あります。このうち**任意の2科目**を選んで解答してください。
2. 解答時間は**3時間**です。
3. 答案用紙の記入について
 - (ア) 答案は濃くはっきり書き、書き損じた場合は、解答の内容がはっきり分かるように訂正してください。
 - (イ) 問題**1題に1枚**（両面）を使用してください。
 - (ウ) 表側の各欄にそれぞれ必要事項を記入してください。
問題番号欄には、解答した問題の別（**憲法、行政法、民法、国際法、公共政策A又は公共政策B**）を記入してください。
 - (エ) 試験の公正を害するおそれがありますので、答案用紙の切取線より下の部分に氏名その他解答と関係のない事項を記載しないでください。
4. この問題集は、本試験種目終了後に持ち帰りができます。
5. 本試験種目の途中で退室する場合は、退室時の問題集の持ち帰りはできませんが、希望する方には後ほど渡します。別途試験官の指示に従ってください。なお、試験時間中に、この問題集を切り取ったり、転記したりしないでください。
6. 下欄に受験番号等を記入してください。

第1次試験地	試験の区分	受験番号	氏 名
	法 律		

指示があるまで中を開いてはいけません。

途中で退室する場合………本試験種目終了後の問題集の持ち帰りを

希望しない

憲法

次の架空の事例について、以下の設問(1)、(2)に答えなさい。

[事例]

憲法第 54 条第 2 項は、参議院の緊急集会の制度を設けている。令和 X 年の通常国会において、本予算が会計年度開始前に衆議院で可決されない見通しとなった。そこで、内閣総理大臣は衆議院の解散を決断し、衆議院は衆議院議員の任期満了前の 3 月 22 日に解散された。

これにより、令和 X 年度の会計年度の開始時に、国会の議決を経た本予算が存在しないことが事実となったため、内閣は、3 月 24 日に、憲法第 54 条第 2 項に基づき、参議院の緊急集会を求めるとともに、財政法第 30 条で定める暫定予算を作成し、提出することとした。

(1) 内閣は、衆議院議員総選挙後の特別会において予算の審議がなされるとしても、早期の予算成立が期し難いことから、念のため、4 月から 8 月までの 5 か月分の暫定予算を提出したいと考えている。

このことについて、参議院の緊急集会の制度の内容とその制度趣旨を説明した上で、内閣が参議院に緊急集会を求めることができるのは、国に緊急の必要があるときに限られていること（憲法第 54 条第 2 項）などを踏まえて、憲法上の問題がないか検討しなさい。

(2) 参議院予算委員会は、緊急集会に提出された暫定予算を審議する中で、4 年前の会計年度において国が公益法人等に支出した補助金等（以下「本件補助金等」という。）の適正さについて疑義が生じたために、暫定予算の審議に際して本件補助金等の状況を調査して把握すべきであるとして、調査の開始を決定した（これを「本件調査」という）。これに対して、内閣は、暫定予算には本件補助金等に関連する内容が盛り込まれていないことから、本件調査に応ずる必要はないと反発している。

本件調査について、国政調査権の性質を説明した上で、国会法第 101 条が、緊急集会における議員の議案提出権を、内閣総理大臣から示された案件に限定していることの趣旨等を踏まえつつ、憲法上の問題がないか検討しなさい。

(参考)

○ 憲法

第 54 条 衆議院が解散されたときは、解散の日から 40 日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から 30 日以内に、国会を召集しなければならない。

2 衆議院が解散されたときは、参議院は、同時に閉会となる。但し、内閣は、国に緊急の必要があるときは、参議院の緊急集会を求めることができる。

3 前項但書の緊急集会において採られた措置は、臨時のものであつて、次の国会開会の後 10 日以内に、

衆議院の同意がない場合には、その効力を失ふ。

○ **財政法**

第 30 条 内閣は、必要に応じて、一会計年度のうちの一定期間に係る暫定予算を作成し、これを国会に提出することができる。

2 暫定予算は、当該年度の予算が成立したときは、失効するものとし、暫定予算に基く支出又はこれに基く債務の負担があるときは、これを当該年度の予算に基いてなしたものとみなす。

○ **国会法**

第 99 条 内閣が参議院の緊急集会を求めるには、内閣総理大臣から、集会の期日を定め、案件を示して、参議院議長にこれを請求しなければならない。

2 前項の規定による請求があつたときは、参議院議長は、これを各議員に通知し、議員は、前項の指定された集会の期日に参議院に集会しなければならない。

第 101 条 参議院の緊急集会においては、議員は、第 99 条第 1 項の規定により示された案件に関連のあるもの限り、議案を発議することができる。

行政法

次の事例について、以下の設問(1)、(2)、(3)に答えなさい。

[事例]

A 県 B 市は、C 小学校の跡地（都市計画法にいう都市計画区域内にある）を緑地として整備することとし、都市施設である緑地（同法第 11 条第 1 項第 2 号）に関する都市計画の案を作成して、これを公衆の縦覧に供した。この案は、C 小学校の跡地に隣接する私有地（以下「本件土地」という。）をも緑地の一部として一体的に整備するという内容になっていた。本件土地の所有者である X は、C 小学校の跡地だけでも十分な広さがあることから、本件土地を緑地の区域に含めることには反対であり、その旨の意見書を提出した。X の意見書の要旨は B 市都市計画審議会に提出されたが、X の反対意見は採用されず、縦覧に供された案と同じ内容の都市計画（以下「本件都市計画」という。）が決定された。

B 市は、同法第 20 条の規定に基づき、本件都市計画が決定された旨を告示し、同法第 14 条第 1 項の規定にいう総括図、計画図及び計画書が公衆の縦覧に供された。その後、B 市は、本件都市計画で定められた緑地を整備する事業を実施するため、A 県知事に同法第 59 条第 1 項に基づく認可（都市計画事業認可）を申請した。目下のところ同認可は出されていないが、A 県知事が同認可を与える可能性が高いと見込まれている。

本件都市計画が決定され、その効力が生じることとなった結果、本件土地は同法にいう都市計画施設の区域内にあることになり、そこで建築物の建築をしようとする場合には同法第 53 条第 1 項に基づく都道府県知事等（本件では B 市長）の許可を得ることが必要になった。また、本件土地を事業地（同法第 60 条第 2 項第 1 号）に含む事業について都市計画事業認可が与えられた場合、X は自己の所有地である本件土地を収用されるべき地位に立たされることになる。X は、現時点及び近い将来において本件土地で建築物の建築をする予定はないが、本件土地が収用されることに対しては大いに不服である。

- (1) 本件都市計画の決定が取消訴訟の対象となる処分該当するか否かについて、双方の論拠に言及しながら論じなさい。併せて、同決定の処分性が否定される場合には、X としてはどのような抗告訴訟を提起することが適切かについても検討しなさい。
- (2) 本件都市計画の決定に当たって、X の意見書の内容が十分には考慮されていなかったことが判明した。この場合において、本件都市計画の決定は違法であることを、裁量権の有無及び裁量権の統制手法を示した上で論じなさい。ただし、手続上の違法については論じる必要はない。
- (3) 本件都市計画の決定に上記(2)の違法があるとすると、本件都市計画を前提とする都市計画事業認可も当然に違法になるといえるか。本件都市計画の決定が処分性を有すると仮定して検討しなさい。

(参考)

○ 都市計画法

(定義)

第4条 (略)

2～4 (略)

5 この法律において「都市施設」とは、都市計画において定められるべき第11条第1項各号に掲げる施設をいう。

6 この法律において「都市計画施設」とは、都市計画において定められた第11条第1項各号に掲げる施設をいう。

7～14 (略)

15 この法律において「都市計画事業」とは、(中略)第59条の規定による認可(中略)を受けて行なわれる都市計画施設の整備に関する事業(中略)をいう。

16 (略)

(都市施設)

第11条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる施設を定めることができる。(以下略)

一 (略)

二 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地

三～十五 (略)

2～7 (略)

(都市計画の図書)

第14条 都市計画は、(中略)総括図、計画図及び計画書によつて表示するものとする。

2・3 (略)

(都市計画の案の縦覧等)

第17条 (前略)市町村は、都市計画を決定しようとするときは、あらかじめ、(中略)その旨を公告し、当該都市計画の案を、(中略)当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供しなければならない。

2 前項の規定による公告があつたときは、関係市町村の住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された都市計画の案について、(中略)市町村の作成に係るものにあつては市町村に、意見書を提出することができる。

3～5 (略)

(市町村の都市計画の決定)

第19条 市町村は、市町村都市計画審議会(中略)の議を経て、都市計画を決定するものとする。

2～5 (略)

(都市計画の告示等)

第20条 (前略)市町村は、都市計画を決定したときは、その旨を告示し、かつ、(中略)市町村にあつ

ては都道府県知事に、第 14 条第 1 項に規定する図書の写しを送付しなければならない。

2 都道府県知事及び市町村長は、(中略) 前項の図書又はその写しを当該都道府県又は市町村の事務所に備え置いて一般の閲覧に供する方法その他の適切な方法により公衆の縦覧に供しなければならない。

3 都市計画は、第 1 項の規定による告示があつた日から、その効力を生ずる。

(建築の許可)

第 53 条 都市計画施設の区域 (中略) 内において建築物の建築をしようとする者は、(中略) 都道府県知事等の許可を受けなければならない。(以下略)

一～五 (略)

2・3 (略)

(施行者)

第 59 条 都市計画事業は、市町村が、都道府県知事 (中略) の認可を受けて施行する。

2～7 (略)

(認可又は承認の申請)

第 60 条 前条の認可 (中略) を受けようとする者は、(中略) 次に掲げる事項を記載した申請書を (中略) 都道府県知事に提出しなければならない。

一、二 (略)

三 事業計画

四 (略)

2 前項第 3 号の事業計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 収用又は使用の別を明らかにした事業地 (都市計画事業を施行する土地をいう。以下同じ。)

二、三 (略)

3・4 (略)

(認可等の基準)

第 61 条 (前略) 都道府県知事は、(中略) 申請に係る事業が次の各号に該当するときは、第 59 条の認可 (中略) をすることができる。

一 事業の内容が都市計画に適合し、かつ、事業施行期間が適切であること。

二 (略)

次の設問(1)、(2)に答えなさい。

(1) Aは、令和6年12月5日に、A宅を訪ねてきた住宅リフォーム業者Bから、「私は弊社のこのエリアの担当者です。この地域は昔、田んぼが広がる湿地帯だったようですから、おそらくはご自宅の床下に湿気がたまっているのではないのでしょうか。今すぐ床下に2台の床下換気扇の設置をお勧めします。」と言われた。これに対して、Aが「確かにうちは結露がひどいんです。」と言ったので、Bは、「それならば是非この床下換気扇を設置してください。結露も改善されますよ。」と言った。Aは、その場ですぐにBとの間で床下換気扇（以下「本件床下換気扇」という。）2台をA宅の床下に設置することを内容とする契約（以下「契約①」という。）を締結し、Bから契約①の内容を記した書面を受け取った。契約①で合意された請負代金は、本件床下換気扇2台の代金5万円と設置工事代金15万円とを合わせた20万円であった。その後、同月10日にBによる設置工事が行われ、本件床下換気扇2台がA宅の床下に設置された。契約①で合意された請負代金の弁済期は令和7年1月30日であった。

本件床下換気扇設置から1か月を経過したが、A宅の結露は改善されなかった。

以上の事実を前提として、次の問1及び問2に答えなさい。なお、問1と問2はそれぞれ独立した問題であり、相互に関連しないものとする。また、解答に当たっては、消費者契約法などの特別法の適用の可否については検討しないものとする。

問1 その後、A宅の結露が改善されなかった原因は、本件床下換気扇の設置工事がずさんで、設置された2台のうちの1台の床下換気扇の吹き出し口が真上を向いた状態になっていることによるということが判明した。そのため、Aは、工事に納得がいかず、Bへの請負代金を一切支払わなかった。この事実を前提として、次の①と②に答えなさい。なお、①と②は独立した問題であり、相互に関連しないものとする。

① 令和7年2月20日、BからAに電話がかかってきた。以下は両者のやりとりである。下線部㉞、㉟、㊱の各主張の根拠を示した上で、それぞれの当否について論じなさい。

B：請負代金の支払が済んでいません。㉞すぐに支払ってください。

A：我が家の結露は改善されていません。それは2台のうちの1台の床下換気扇の吹き出し口が真上を向いているからのようです。㉟きちんと設置し直してください。㊱それまで請負代金は支払いません。

② 令和7年2月20日、Bは、Aに対して、未払の請負代金20万円とこれに対する遅延損害金の支払を請求した。Aは、ずさんな工事をしながらすぐに対応しようとするBを信用することができないので、別の業者Cに請負代金10万円を支払って本件床下換気扇の設置のやり直しをしてもらうことにし、Bに対しては、請負代金20万円とこれに対する遅延損害金の支払を拒むとともに、Bから請求された請負代金20万円からCに支払う請負代金10万円を差し引いた金額の支払を主張したいと考えている。Aの主張の根拠と、その当否について論じなさい。

問2 本件床下換気扇2台はBの工事によって適切に設置されていることが確認できたものの、A宅がある地域は、昔、田んぼが広がる湿地帯だったため、そもそも本件床下換気扇を設置しても湿気除去の効果は多くは見込めないことが分かった。Aは、Bと締結した契約①の意思表示を取り消すことができるかについて論じなさい。

(2) Dは、繊維加工会社の代表取締役である。Dは、新たな工場を建設するために甲土地を売買代金1500万円で買い受け、所有権移転登記を備えた。売買代金は、Eとの間で1000万円の金銭消費貸借契約（弁済期は契約締結から1年を経過した日。以下「契約②」という。）を締結して捻出した。Eは、Dから、契約②によって発生する債権 α を担保する目的で甲土地について抵当権①の設定を受け、その旨の登記を備えた。弁済期から15年を経過した時点で、Eは、Dから一切弁済を受けていないことを思い出したため、抵当権①の実行として競売の申立てをした。甲土地について競売の開始決定がされ、差押えの登記がされた。他方、その競売の開始決定がされる2年前に、Dは、更なる経営資金を求めて、Fとの間でも1500万円の金銭消費貸借契約（弁済期は契約締結から半年を経過した日。以下「契約③」という。）を締結し、Fは、Dから、契約③によって発生する債権 β を担保する目的で甲土地に抵当権②の設定を受け、その旨の登記を備えていた。

以上の事実を前提として、Fは、Eに対し、抵当権①に係る抵当権設定登記の抹消登記手続を求めた。Fの請求の根拠と、その当否について論じなさい。なお、甲土地の評価額は1500万円であり、その評価額に変動がなかったものとする。また、利息や遅延損害金については考慮しないものとする。

国際法

次の架空の事例について、以下の設問(1)、(2)、(3)に答えなさい。

[事例]

A 国に居住している B 国国家元首の息子 X は、A 国及び B 国内で行った犯罪収益を A 国内の自邸内及び B 国大使館名義の A 国国内銀行口座に所持し、また、X 邸において A 国国内法上違法である賭博等の行為を行っている、との嫌疑をかけられている。A 国警察が犯罪捜査の一環として X 邸への家宅搜索を計画していることを知った X は、父を動かし、B 国は、外務大臣を通じて、在 A 国の B 国大使館を 2024 年 10 月 1 日をもって X 邸へと移転する旨を A 国に通告した。

しかし、A 国は、「派遣国は接受国の同意なしに一方的に接受国内における使節団の公館の所在地を決定することはできない。A 国は X 邸を B 国使節団の公館とは認めない。」と直ちに抗議を行い、同月 15 日に X 邸内の搜索を強行するとともに、B 国大使館名義の銀行口座を差し押さえた。また、A 国は、家宅搜索・銀行口座差押えと同日に、かねてよりなしていた国際司法裁判所 (ICJ) の強制管轄権を全面的に受諾する旨の A 国の宣言に対して、「外交関係ウィーン条約の解釈・適用に関する紛争を強制管轄権受諾対象から除外する。」旨の留保を追加した。

これに対して、B 国は、「A 国による家宅搜索・B 国大使館名義の銀行口座差押えは外交使節団の特権・免除を侵害する行為であり、こうした A 国の違法行為が是正され賠償が支払われるまで、B 国は A 国への石油輸出を約束している AB 二国間条約上の義務の履行を停止する。」として、A 国への石油輸出を停止した。また、2025 年 1 月には、A 国の行為の違法性を主張して ICJ に訴えを提起した。

なお、A、B 両国は、外交関係ウィーン条約及び ICJ 規程の当事国であるが、両国とも外交関係ウィーン条約の紛争の義務的解決に関する選択議定書の当事国ではない。B 国は、ICJ 規程第 36 条第 2 項に従って ICJ の強制管轄権を受け入れる旨の宣言を 2000 年に行っている。同宣言には留保は付されていない。

- (1) A 国による X 邸の搜索及び B 国大使館名義の銀行口座差押えの国際法上の当否について論じなさい。
- (2) B 国による ICJ 提訴に対し、A 国は強制管轄権受諾宣言への留保を根拠に管轄権を否定する抗弁を出した。これに対して B 国は、「ICJ は本件について管轄権を有する。A 国の留保については、外交関係に関する国際法違反を行った上で裁判を逃れようとする意図によるものであり認められない。」と反論している。ICJ は本件について管轄権を持つかについて論じなさい。
- (3) A 国は、B 国による石油輸出停止措置に対して、「仮に A 国の行為が外交関係に関する国際法違反に当たるとしても、B 国による石油輸出義務の履行停止は認められない。」と主張している。A 国のこの主張の国際法上の当否について論じなさい。

(参考)

○ 外交関係ウィーン条約

第1条

この条約の適用上、(中略)

(i) 「使節団の公館」とは、所有者のいかんを問わず、使節団のために使用されている建物又はその一部及びこれに附属する土地(使節団の長の住居であるこれらのものを含む。)をいう。

第9条

1 接受国は、いつでも、理由を示さずに、派遣国に対し、使節団の長若しくは使節団の外交職員である者がペルソナ・ノン・グラータであること又は使節団のその他の職員である者が受け入れ難い者であることを通告することができる。その通告を受けた場合には、派遣国は、状況に応じ、その者を召還し、又は使節団におけるその者の任務を終了させなければならない。(以下略)

第22条

- 1 使節団の公館は、不可侵とする。接受国の官吏は、使節団の長が同意した場合を除くほか、公館に立ち入ることができない。
- 2 接受国は、侵入又は損壊に対し使節団の公館を保護するため及び公館の安寧の妨害又は公館の威厳の侵害を防止するため適当なすべての措置を執る特別の責務を有する。
- 3 使節団の公館、公館内にある用具類その他の財産及び使節団の輸送手段は、搜索、徴発、差押え又は強制執行を免除される。

第29条

外交官の身体は、不可侵とする。外交官は、いかなる方法によつても抑留し又は拘禁することができない。(以下略)

○ ICJ 規程

第36条

- 1 裁判所の管轄は、当事者が裁判所に付託するすべての事件及び国際連合憲章又は現行諸条約に特に規定するすべての事項に及ぶ。
- 2 この規程の当事国である国は、次の事項に関するすべての法的紛争についての裁判所の管轄を同一の義務を受諾する他の国に対する関係において当然に且つ特別の合意なしに義務的であると認めることを、いつでも宣言することができる。
 - a 条約の解釈
 - b 国際法上の問題
 - c 認定されれば国際義務の違反となるような事実の存在
 - d 国際義務の違反に対する賠償の性質又は範囲
- 3 前記の宣言は、無条件で、多数の国若しくは一定の国との相互条件で、又は一定の期間を付して行うことができる。

(中略)
- 6 裁判所が管轄権を有するかどうかについて争がある場合には、裁判所の裁判で決定する。

公共政策

公共政策A、公共政策Bのうち、いずれか一方を選んで解答しなさい。なお、問題番号欄には、公共政策A、公共政策Bの別を明記すること。

公共政策A

以下の設問(1)、(2)、(3)は民営化・市場化が成立する条件や公共サービス提供の在り方について検討するものである。それぞれの設問について、関連する参考情報を参考にしながら答えなさい。

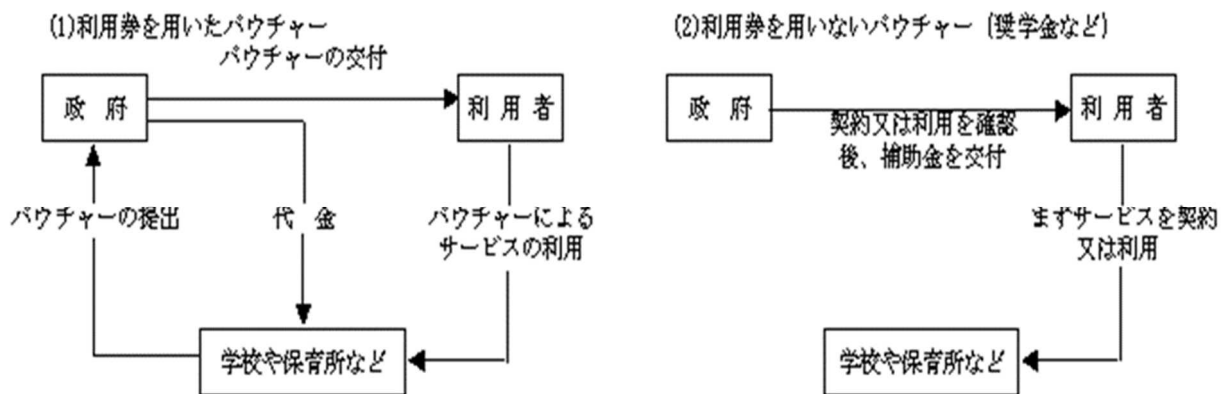
- (1) 以下の文章は、民主的で安定した社会の基盤となる共通の価値観を教えるという観点から、政府が教育機関の運営コストを直接負担するだけでなく、運営まで行おうとすることについて、経済学者の M.フリードマンがこれを批判して教育バウチャー制度の採用を論じたものである。M.フリードマンは、教育バウチャーによる消費者の主権や選択の自由の重要性を示し、階層化や機会の不均等の問題が生じている現状に対して、学校間の競争で学校の健全な多様化や制度運用の弾力化という効果が生まれると主張した。この設問では、参考情報 1 の(1)のように、政府（市区町村など基礎自治体）を通じてバウチャー（利用券）を交付する教育バウチャー制度を想定しており、その対象は義務教育に限るものとする。また、教育バウチャーの交付に必要な財源全てが確保され、行政手続上の問題は生じないことを前提としている。こうした前提の下でこの教育バウチャー制度を導入した際に生じ得る具体的な課題について、それが生じ得る理由とともに三つ示しなさい。

政府は最低限の学校教育を義務づけたうえで、子供一人当たりの年間教育費に相当する利用券、すなわち教育バウチャーを両親に支給する。この教育バウチャーは、公立私立を問わず政府が「認定」した教育機関で使用することを条件とし、子供をそうした認定校に入学させバウチャーを提出すれば、それに対して政府が券面額を払う仕組みである。(中略) 教育サービス自体を提供するのは、非営利団体でもよいが、営利目的の企業でもよかろう。そして政府の役割は、学校が最低基準を満たすよう監督することに限る。たとえば最小限共通して教えるべき内容が学習課程に組み込まれているかチェックする、といったことである。

- (2) 地方自治体による公共サービス提供の在り方として、参考情報 2 のような「基準」の適用による提供、参考情報 3 のような「先着順」による提供、参考情報 4 のような「抽選」による提供の三つの提供方法が考えられる。これらの方法により公共サービスを提供する意義についてそれぞれ説明しながら、三つの提供方法を比較検討しなさい。なお、説明する意義の内容は、提供方法ごとにそれぞれ異なるものとしなさい。

- (3) 行政機関が締結する売買、賃借、請負等の契約については、その相手方の選定プロセスにおける公平性・競争性・透明性を確保することが重要であり、我が国では、法令に基づき、一般競争入札の方法によることが原則とされている。しかし、民間の企業や団体に事業を委ねる場合でも、一般競争入札の方法によらないで、任意に特定の者を選定して、その者と契約を締結する随意契約の方法をとることがある。なぜ随意契約の方法を採用することがあるのかについて、その理由を二つ挙げて説明しなさい。

参考情報 1. バウチャー制度



(出典) 内閣府ホームページ「バウチャー入門コーナー」

参考情報 2. 保育の利用基準表（指数表）の例

令和7年度 川越市保育所入所基準指数表

◎基準指数

就労形態等	詳細等	指数
就 労	時間数(月間)150~	21
	時間数(月間)140~149	19
	時間数(月間)130~139	17
	時間数(月間)120~129	15
	時間数(月間)110~119	13
	時間数(月間)100~109	11
	時間数(月間)64~99	9
内 職		8
就 労 内 定	時間数(月間)120~	14
	時間数(月間)64~119	8
就 労 誓 約 書		5
出 産		25
傷 害 ・ 疾 病 (保護者/診断書等)		22
介 護 ・ 看 護	常時付添を要する	21
	週5日以上付添を要する	19
	週3日以上付添を要する	17
就 学		18
就 学 予 定		7
障 害 者 手 帳	1・2級	25
	3級	22
療 育 手 帳	①・A	25
	B・C	22
精 神 障 害	手帳所持者-45条該当 ※精神保健及び精神障害者福祉法第45条に定める精神障害者保健福祉手帳	25
災 害 復 旧		40
DV 被 害		40

○審査方法について

- ・児童の入所指数は、基準指数と調整指数の合計となります。
- ・入所指数の高い方から保育の実施決定をします。
- ・入所指数が並んだ場合、希望の高い順から決定します。
- ・DV被害の場合、別途ひとり親の確認書類があれば調整指数が加点されます。

◎調整指数

保護者等の状況	指数
ひとり親家庭	40
父母不存在	60
認可外保育施設を含む市内の教育・保育施設に勤務(内定含む)する保育士・幼稚園教諭・保育教諭	6
生活保護	3
65歳未満祖父又は祖母と同居(保育が必要な旨の証明なし)	-5
自営で協力者	-2

児童の状況等	指数
兄弟姉妹が同時に新規申請する場合	3
保育所等に在園する児童(1号認定含む)の兄弟姉妹が新規申請する場合	3
兄弟姉妹(1号認定含む)が在園する保育所等にのみ転園申請する場合	7
地域型保育事業の卒園児童(当該施設を卒園し継続して新規申請する場合に加点)※	21
地域型保育事業の卒園児童(当該施設を卒園し継続して連携施設を第一希望として新規申請する場合に加点)※	7
認可外、幼稚園、一時預かりを利用している場合	2
障害児	12
兄弟姉妹が障害児(介護・看護の場合に加点)	3
被虐待児	25

※地域型保育事業の卒園児童の指数(21点)と連携施設の新規申請の指数(7点)は重複して加点され28点となります

○入所指数と希望順が並んだ場合の優先順位

1	要支援・被虐待児
2	ひとり親家庭・DV被害・父母不存在
3	災害復旧
4	出産
5	保護者障害あり
6	傷害・疾病
7	兄弟姉妹が障害児
8	介護・看護
9	就労
10	就学

○就労世帯が同点、同希望順の場合の優先順位

1	兄弟姉妹の在園あり
2	県外に単身赴任
3	保護者の勤務先所在地(市内、県内、県外に振り分けをし下記の順) ①県外・県外 ②県外・市外 ③市外・市外 ④県外・市内 ⑤市外・市内 ⑥市内・市内 ※就労先が2か所以上の場合、最も勤務時間が長い就労先で振り分けます。
4	就労時間(保護者の合計時間)
5	残業時間(保護者の合計時間)
6	多児童
7	短時間勤務取得(予定)なし

(出典) 川越市ホームページ「令和7年度 川越市保育所入所基準指数表」

参考情報 3. 図書館イベントの案内

日時 : 8月6日(火曜) 14時00分から14時50分

会場 : 中央図書館イベントルーム

内容 : 楽しいお話や笑い話だけを集めたおはなし会です。

絵本の読み聞かせや紙芝居、すばなしなどをお楽しみください。

対象 : 市内在住・在学の5歳~小学生 ※保護者参加可

定員 : 30人(先着順)

申込み: 申込み不要です。直接会場へお越しください。

持ち物: 水筒、チャレンジupさいたまパスポート・手帳(持っている人)

(出典) さいたま市ホームページ「【先着順】たのしいな♪ わらっぱなしのおはなし会」を基に
作成

参考情報 4. 施設予約システム（スポーツ施設）の抽選申込み

1 抽選申込みができる団体

登録区分が区民団体のみです。区外団体は、抽選申込みはできません。

2 抽選申込方法

パソコン・スマートフォン

各施設の抽選申込期間に、パソコンやスマートフォンからインターネットを通じて「施設予約システム」にアクセスし、利用者登録番号とパスワード（暗証番号）を入力の上、抽選申込みを行ってください。

利用者端末機

各施設の抽選申込期間に、各施設に設置された利用者端末機から利用者登録番号とパスワード（暗証番号）を入力の上、システム画面の指示に従って、抽選申込みを行ってください。

3 抽選申込みの期間・抽選申込可能コマ数

施設により異なります。詳しくは施設別ガイドをご覧ください。

屋外施設

屋外施設は、施設ごと、区分（「平日」、「土曜日・日曜日・祝日」）ごとに、5コマまで申込みができます。

屋内施設

屋内施設は、各グループ（「体育館」、「体育館プール」、「学校プール」）ごとに、区分（「平日」、「土曜日・日曜日・祝日」）を問わず、8コマまでの申込みができます。

選択日数制限

システムでは一度に選択できる日数は合計10日までとしています。これは抽選申込可能コマ数とは異なります。10日以上選択したい場合は、一度申し込んだ後、改めて日にちを選択してください。コマ数の上限までは申込みが行えます。

（出典）目黒区ホームページ「施設予約システム（スポーツ施設）抽選申し込み」を基に作成

公共政策 B

我が国の下水道事業は、雨水及び汚水を排除することを目的として開始された。雨水は降雨等により滞留した水や雪解け水などであり、汚水は家庭や工場などからの排水である。下水道事業に関して、以下の設問(1)～(6)に答えなさい。

(1) 下水道事業に係る経費の負担については、「雨水公費・汚水私費」の原則によることとされている。この原則が用いられる理由について、ミクロ経済学的観点から説明しなさい。

(2) (1)の「雨水公費・汚水私費」の原則にかかわらず、建設・運用コストの高い一部の下水道の経費には公費が投入されている。その理由を二つ挙げ、ミクロ経済学的観点から説明しなさい。

(3) 我が国の公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、主に市町村が担っている。(1)の「汚水私費」の原則に従って、公共下水道の使用には使用料が必要であり、汚水に係る維持管理費及び資本費のうち、公費負担分を除いた全額が使用料対象経費となっている。

下水道使用料は地域によって異なる。この理由について、参考情報 1、2 を踏まえて説明しなさい。

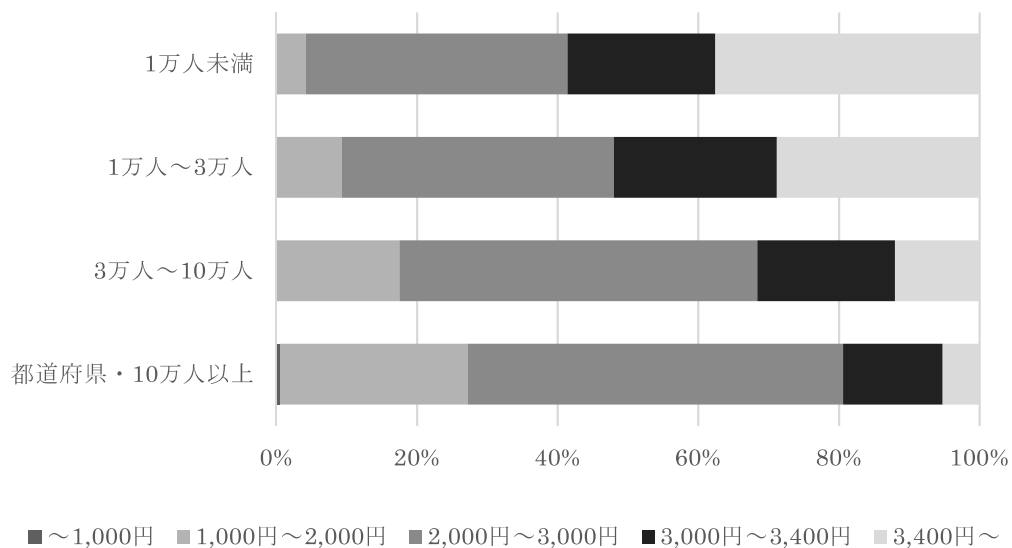
(4) (3)の使用料の地域差を容認する主張と、地域差をより小さくするべきとする主張があり得る。それぞれの主張の根拠について説明しなさい。

(5) 公共下水道事業をめぐる今後の事業環境は更に厳しくなると言われている。その理由について、参考情報 2、3、4 を踏まえて説明しなさい。

(6) (5)の課題への対応として広域化・共同化が推進されている。広域化・共同化を進める上での課題としてどのようなものが考えられるか説明しなさい。

また、(5)の課題への対応として広域化・共同化以外にどのような施策が考えられるか答えなさい。

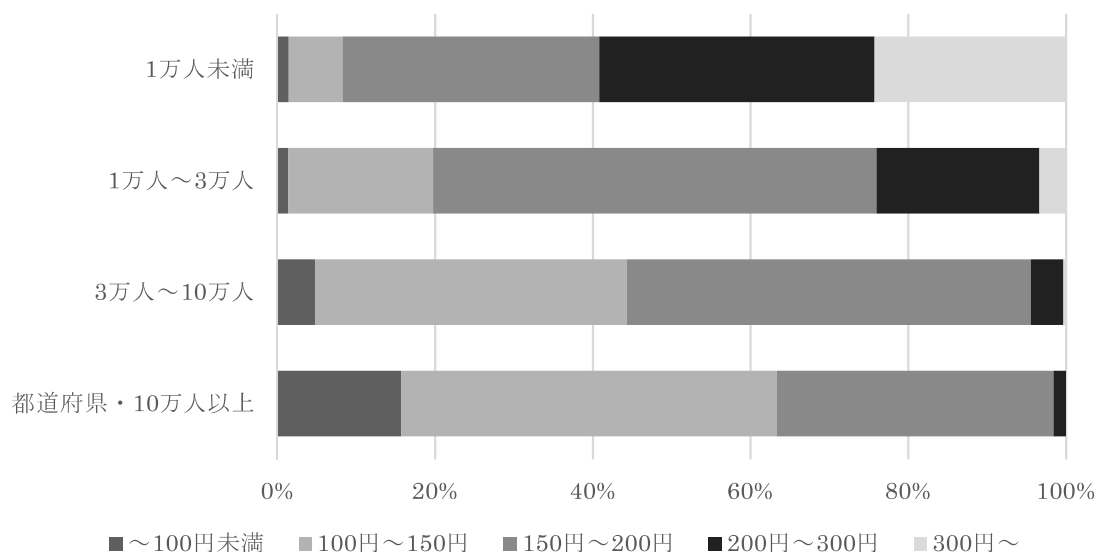
参考情報 1. 一般家庭用下水道使用料(公共下水道・20m³月当たり)に関する規模別の事業数の割合



(注) 規模は現在処理区域内人口で表す。規模別の事業数は、1万人未満が338、1万人以上3万人未満が354、3万人以上10万人未満が291、10万人以上及び都道府県が191である。

(出典) 総務省「令和4年度地方公営企業年鑑」

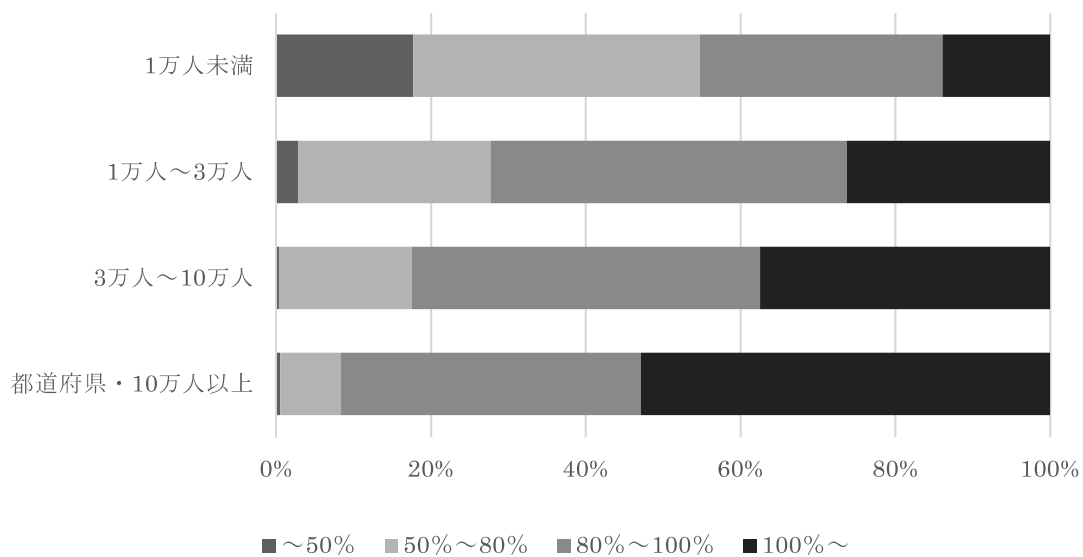
参考情報 2. 汚水処理原価(公共下水道)に関する規模別の事業数の割合



(注) 汚水処理原価は有収水量 1m³ 当たりの汚水処理費を表す。汚水処理費は維持管理費と資本費の和である。有収水量は使用料徴収の対象となる有収水の水量である。規模は現在処理区域内人口で表す。規模別の事業数は、1万人未満が 338、1万人以上 3万人未満が 354、3万人以上 10万人未満が 291、10万人以上及び都道府県が 191 である。

(出典) 総務省「令和4年度地方公営企業年鑑」

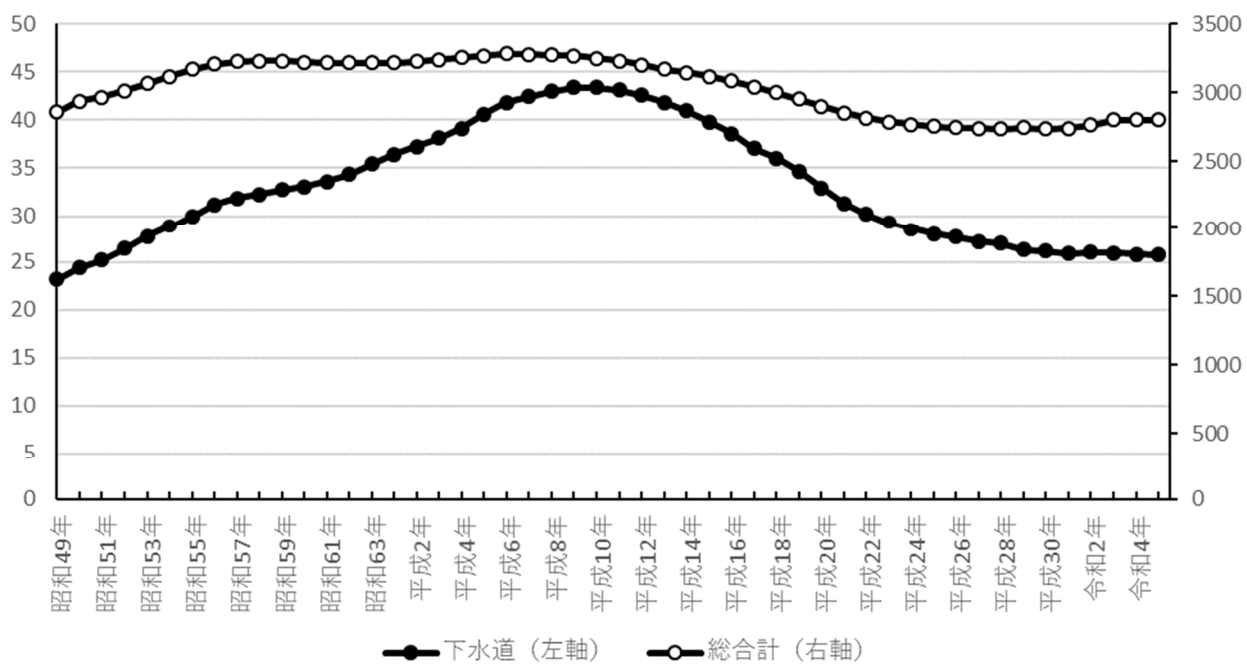
参考情報 3. 汚水処理費に対する使用料収入の割合(公共下水道)に関する規模別の事業数の割合



(注) 規模は現在処理区域内人口で表す。規模別の事業数は、1万人未満が338、1万人以上3万人未満が354、3万人以上10万人未満が291、10万人以上及び都道府県が191である。

(出典) 総務省「令和4年度地方公営企業年鑑」

参考情報 4. 地方公共団体職員数の推移(千人)



(出典) 総務省「令和5年地方公共団体定員管理調査結果」

< 出典 >

・国際関係 B

Secession and State Creation: What Everyone Needs to Know by James Ker-Lindsay, Mikulas Fabry © Oxford University Press 2023. Reproduced with permission of Oxford Publishing Limited through PLSclear.

・思想・哲学 B

藤沢令夫、「世界の名著 (6) プラトン 1 中公バックス」、中央公論社

・歴史学 A

遅塚 忠躬、「史学概論」、東京大学出版会

・歴史学 B

「コルストン像引き倒し 「奴隷商人」英で議論」、毎日新聞、2021 年 6 月 11 日

・文学・芸術 A

高山樗牛、「美的生活を論ず」、岩波書店

夏目漱石、「草枕」、岩波書店

谷崎潤一郎、「刺青」、新潮社

・文学・芸術 B

磯田 光一、「鹿鳴館の系譜: 近代日本文芸史誌」、講談社

加藤周一、「日本文学史序説 上」、ちくま学芸文庫